

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一
……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………一
……………（建設局河川部指導調整課）…
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………三
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第三十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町氷川字峯畑二〇六五番、二〇六六番口、同番四から同番八まで、二〇七九番イ、二〇六六番一・同番三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第三十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和三年一月十九日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

東京都知事 小池百合子

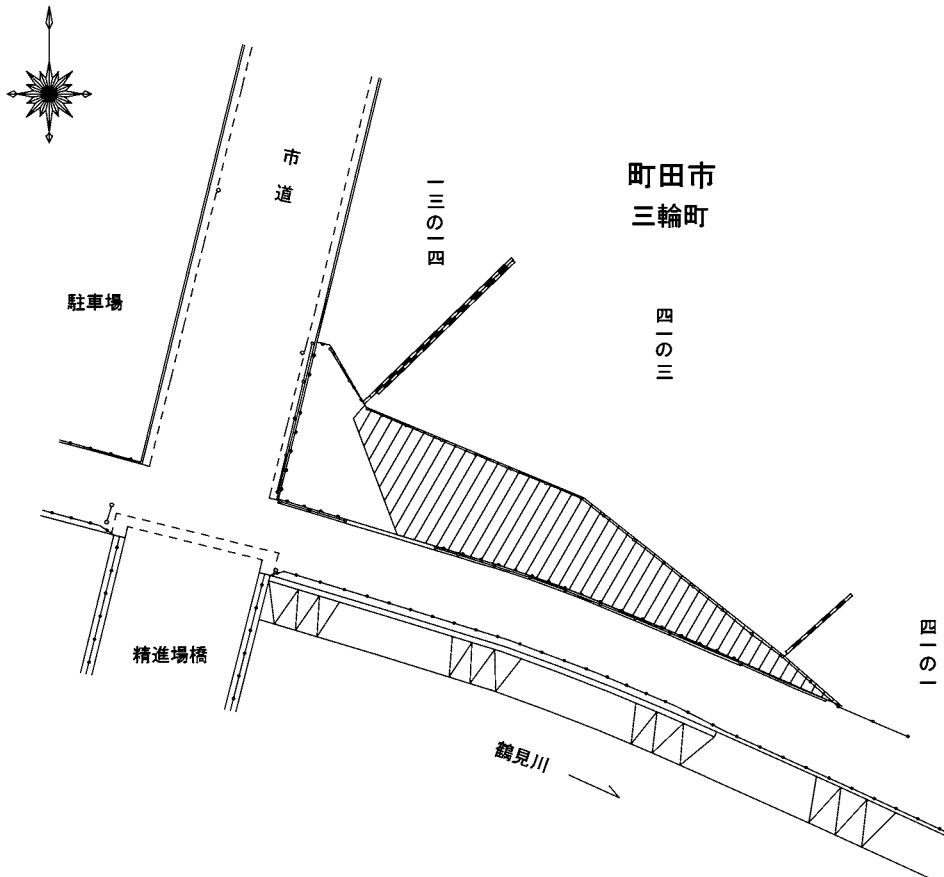
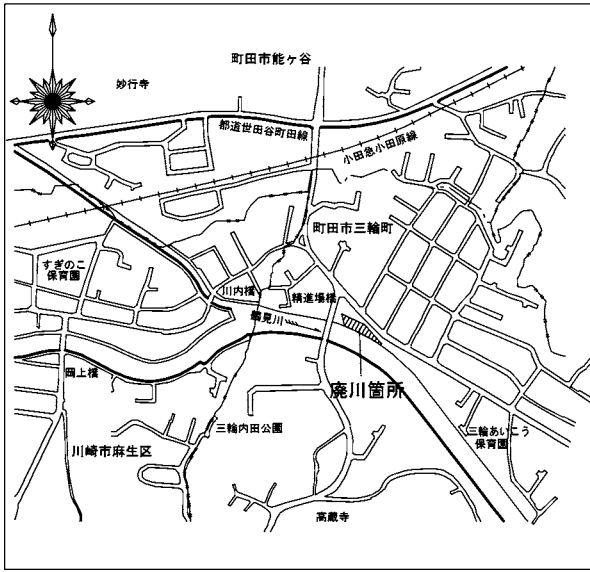
- 一 河川の名称
鶴見川水系一級河川鶴見川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和三年一月十九日
- 三 廃川敷地等の位置
町田市三輪町字一号四十一番三地从先から同所同番一地从先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
別図表示のとおり

別図

鶴見川水系一級河川鶴見川廃川箇所
町田市三輪町地内

廃川敷地等(河川管理施設を含む)の
廃川面積
九八・二二平方メートル

案内図



公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により勝どき東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名
田中 宗一
- 二 住所
千葉県千葉市美浜区幸町一丁目五番二棟一〇〇九号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
リリオ亀有I街区ビル
- 二 店舗所在地
葛飾区亀有三丁目二十六番一号
- 三 設置者名
独立行政法人都市再生機構ほか六十四名
- 四 設置者住所
神奈川県横浜市中区本町六丁目五番地一ほか
- 五 変更を行った設置者名
独立行政法人都市再生機構ほか二名
- 六 変更前の設置者住所
葛飾区亀有三丁目三十二番十一号(滋田 長衛)ほか
- 七 変更後の設置者住所
港区三田五丁目二十番六号(滋田 長衛)ほか
- 八 変更前の設置者の代表者名
上西 郁夫(独立行政法人都市再生機構)
- 九 変更後の設置者の代表者名
中島 正弘(独立行政法人都市再生機構)
- 十 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社イトーヨーカ堂ほか十六名
- 十一 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社イトーヨーカ堂ほか十六名
- 十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社イトーヨーカ堂ほか六名
- 十三 変更前の小売業者の住所
埼玉県朝霞市東弁財三丁目十三番六号(日本リビング株式会社)ほか
- 十四 変更後の小売業者の住所
新宿区大久保二丁目二番十七号(日本リビング株式会社)ほか
- 十五 変更前の小売業者の代表者名
戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名
三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十七 変更日
令和二年五月二十一日ほか

十八 届出日
令和二年十二月十四日

十九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間
令和三年一月十九日から同年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

